

ご存知ですか？ あなたの身近な相談相手 「民生委員・児童委員、主任児童委員」

地域のみなさんが、暮らしの中で困ったり、悩んだりしていることの相談や解決に向けてのお手伝いをしています。子育てのこと、学校のこと、介護のこと、経済的なことなど、地区担当の民生委員・児童委員にお気軽に声をかけてください。また、主任児童委員は、子どもや子育てに関することを専門に活動しています。相談内容などの情報は必ず守ります。

委員は、厚生労働大臣に委嘱されて活動しています。

民生委員・児童委員活動の3つの原則

1. 住民性の原則

自らも地域住民の一員として、住民に最も身近なところで、住民の立場にたった活動を行います。

2. 継続性の原則

福祉問題の解決は時間をかけて行うことが必要です。地域を担当する民生委員・児童委員の交代があった場合でも、前任者の活動は必ず引き継がれ、継続した対応を行います。

3. 包括・総合性の原則

個々の福祉問題の解決を図ったり、地域社会全体の課題に対応していくために、その問題について、包括的、総合的な視点にたった活動を行います。

■問い合わせ

多久市民生児童委員連絡協議会事務局
(多久市社会福祉協議会内) ☎75-3593

戦没者等のご遺族の皆さまへ

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給 (第10回特別弔慰金)のお知らせ

■問い合わせ 福祉課 地域福祉係 ☎75-2113

基準日となる平成27年4月1日において「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける人がいない場合に、戦没者等の死亡当時のご遺族のうち、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

支給対象者

- 1.平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した人
- 2.戦没者等の子
- 3.戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹
※戦没者等の死亡当時、生計を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入り替わります。
- 4.上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)
※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人に限ります。

■支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

■請求期間 平成27年4月1日から
平成30年4月2日まで

■請求窓口 福祉課 地域福祉係

多久市総合計画審議会

委員を募集します！

多久市では、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画期間とする第4次多久市総合計画後期基本計画を本年度に策定します。

計画づくりにあたっては、まちづくりの方向性について市民のみなさんにご意見をお聴きするため、多久市総合計画審議会(学識経験者や各種団体の代表者など定数20人以内)を設置します。(同時期に策定する多久市人ロビジョンおよび総合戦略に関するご意見もお聴きします)そこで、この審議会の委員を次のとおり募集します。

■募集人員

2人

■任期

7月～平成28年3月(予定) ※策定終了まで

■報酬

日額5,100円(会議1回の出席につき)

■応募資格

次の条件に全てあてはまる人

1. 多久市に居住し、平成27年4月1日現在で満20歳以上の人
2. 合計5回程度開催される審議会(平日昼間に開催予定)に出席できる人
3. 多久市職員または多久市議会議員でない人

■応募方法

専用の応募用紙に必要事項を記入のうえ、郵送、持参、ファックス、電子メールのいずれかで提出してください。

応募用紙は、各地区公民館、市役所総合政策課(3階)に設置するほか、市ホームページからもダウンロードできます。
(<https://www.city.taku.lg.jp>)

■応募先

多久市総合政策課企画係

〒846-1850-1 多久市北多久町大字小侍7番地1
☎75-2110

✉ sougouseisaku@city.taku.lg.jp

■募集期限

5月21日(木)必着

■選考

選考結果は6月中旬頃に応募者全員に通知します。

■問い合わせ

総合政策課企画係 ☎75-2116

